2022/06/07 改訂

# 伊勢志摩観光ぐるぐるクーポン
# （「伊勢志摩ジャンボ!!」対象商品券）
# 取扱店　募集要項

#好きなだけ伊勢志摩

**事業費総額約１億円！**
**地域最大の観光キャンペーン「伊勢志摩ジャンボ!!」で、**
**伊勢志摩の観光を盛り上げよう！**

**本キャンペーン対象の商品券**
**「伊勢志摩観光ぐるぐるクーポン」の取扱店を募集します!!**

「伊勢志摩ジャンボ!!」キャンペーンの概要

［1］期間中、地域内の対象宿泊施設に宿泊した観光客全員（修学旅行を除く。）にスクラッチカードを配付

［2］スクラッチカードを削って当たりが出たら、地域内の対象店舗で使える商品券「伊勢志摩観光ぐるぐるクーポン」をプレゼント（１等最高２０，０００円分）

［3］スクラッチにはずれた方にもチャンス！カード裏面のＱＲコードから、１０万円相当の宿泊券等伊勢志摩の豪華賞品が当たるWチャンスキャンペーンに参加可能

キャンペーン実施期間

令和４年９月１日（木）～１０月３１日（月）

取扱店参加申込期間

**令和４年６月１日（水）～６月３０日（木）**

※オンラインでの申込みのみとなります。

申込みはこちらから

お問い合わせ先

伊勢志摩ジャンボ!!キャンペーン事務局
（公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構）
平日　８：３０ ～ １７：１５（土日祝を除く）
☏　０５９６－４４－０８００
専用ＷＥＢサイト　https://www.iseshima-kanko.jp/feature/iseshima-jumbo

# １．　伊勢志摩観光ぐるぐるクーポンの概要

## １-（１）クーポンの目的

長引くコロナ禍の影響により、地域経済の中心である観光産業が未だ完全回復には至っていない中、宿泊客限定でスクラッチカードによる抽選を行い、当選者に伊勢志摩地域限定のクーポン（商品券）を配付することで、宿泊の促進と地域内の観光消費の拡大を目指す。

## １-（２）クーポンの概要

| | |
|---|---|
| ①名称 | 「伊勢志摩観光ぐるぐるクーポン」（以下「クーポン」という。） |
| ②発行者 | 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構 |
| ③発行形態 | 紙のクーポン（電子クーポンではない） |
| ④発行券種 | １，０００円券　１種類のみ |
| ⑤有効期間 | 令和４年９月１日（木）から令和４年１１月２日（水）の間で、クーポン引き換え日から２日間（引き換え日を含む） |
| ⑥配付対象者 | 上記期間中に伊勢志摩地域内の対象宿泊施設に宿泊した観光客（修学旅行を除く）のうち、スクラッチカードによる抽選に当選した者 |
| ⑦発行枚数 | １，０００円券 × 約 ８０，０００枚 |
| ⑧配付方法 | 別に募集する「旅処（たびどころ）※1」にて、当選したスクラッチカードとの交換により配付する |
| ⑨利用可能店舗 | 本要項により参加申込みを行い、登録を受けた店舗（参加条件は３ページ参照） |

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、クーポンの配付及び利用の全部又は一部を停止することがあります。

※1　旅処（たびどころ）　当選したスクラッチカードとクーポンを引き換える窓口。宿泊施設、観光案内所、土産物店など、300 か所程度を想定。取扱店とは別に募集する。

## 1－（３）クーポンの取扱いに関する留意事項

・クーポンは、商品の販売又はサービスの提供等の取引において利用可能。
・クーポンは、第三者への譲渡、転売、現金との引き換えはできない。
・クーポンの券面額未満の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。
・クーポンによる支払で不足する分は、各店舗の判断により、現金、クレジットカード等で収受する。
・クーポンを利用して購入した商品又はサービス（以下「商品等」という。）の返品、返金は不可
・クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して発行者は責を負わない。
※クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合がある。

## 1－（４）クーポンの利用対象とならない商品等

観光消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、クーポンの利用対象としない。

・行政機関等への支払い
（例）税金、社会保険料、宝くじ、自治体指定ゴミ袋　など
・日常生活における継続的な支払い
（例）電気代、ガス代、水道代、電話料金、不動産賃料　など
・換金性の高いものの購入
（例）ビール券、図書券、商品券、プリペイドカード、電子マネー　など
・その他利用対象として適当と認めないもの
（例）宿泊代金※２、旅行商品、たばこ、債務の弁済、寄付　など

---

※２　宿泊施設館内で利用した飲食代、土産代、エステ代等を部屋付けで宿泊代金と同時に精算した場合は、クーポンは利用不可。 ただし、部屋付けにせず直接支払いした場合はこの限りではない。
（※宿泊施設がクーポン取扱店として登録していることが必要。）

## ２． 伊勢志摩観光ぐるぐるクーポン取扱店の募集

### ２-（１）参加条件

・伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町内に事業所を有する土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、タクシー、レンタカー等の観光関連事業者で、２-（２）の責務等を果たし、事務局の指示に基づきクーポンを適切に取り扱うことができる者であって、２-（３）の責務等を果たし、感染防止対策を徹底する者。ただし、次に掲げる者及び店舗を除く。

①主に地域住民が日常的に利用する店舗（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター等）

②「三重県暴力団排除条例」（平成 22 年三重県条例第 48 号）を遵守しない者

③法令に則った営業許可を取得していない者

④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 22 年法律第 122 号）第２条第１項第４号、同項第５号及び同条第５項に該当する店舗

⑤１-（４）の利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗

⑥その他公序良俗に反した営業等を行っている店舗

・７月中に開催を予定している説明会に必ず出席すること。

### ２-（２）クーポンの取扱いに関する取扱店の責務

クーポンの取扱店（事務局の登録を受けてクーポンを取り扱う店舗をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

①クーポンと引換えに商品等の提供を行う。
また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。

②取扱店であることを示すツール（別途提供）を観光客から見えやすく表示する。

③観光客によりクーポンが利用された場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。

ア クーポンの有効期間

イ クーポンの取扱店控が切り離されていないこと。

ウ クーポンの偽造・変造・模造の有無

エ 提供しようとする商品等が１-（４）に該当しないこと。

④上記③の確認により不適当と認められる場合は、クーポンの受け取りを拒否する。

⑤上記③の確認によりデザインや色合いが明らかに違うことや偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報する。また、その旨を事務局にも報告する。
確認用として配付する見本券は、クーポンを取り扱う全ての従業員に周知する。

⑥受け取ったクーポンは、再流通を防止するため、本券部分と取扱店控を都度切り離し、本券部分を換金用伝票とともに事務局の指定する場所に送付するものとし、取扱店控を入金確認が完了するまで保管する。
⑦有効なクーポンを提示した観光客に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等クーポン利用者に不利となるような差別的な取扱いを行わない。
⑧取扱店は、有効なクーポンを利用しようとする観光客からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
⑨取扱店が観光客の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること等により取扱店又は観光客が不正に利益を得た疑いがあると認められる場合、事務局は当該取扱店におけるクーポン精算代金の支払いを保留することができるものとする。
また、取扱店又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還する。
⑩事務局からのクーポン利用状況等の調査に協力する。
※クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して発行者は責を負わない。

### 2-（3）感染症拡大防止策に関する取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
①新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策を徹底していること。
②キャンペーン開始日（令和４年９月１日（木））において、三重県の実施するみえ安心おもてなし施設認証制度「あんしんみえリア」※3又は公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構の実施する「伊勢志摩スタンダード」※4のいずれかに参画していること。
③自治体からの営業自粛要請や時短営業要請等に従うこと。

---

※3　みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしんみえリア」　安心して飲食等ができる環境づくりを進めるため、三重県が基準に基づき現地確認のうえ認証し、ステッカーの交付、認証店の公開をする制度。
※4　「伊勢志摩スタンダード」　観光地「伊勢志摩地域」として、地域が一体となった感染症対策を行うことで、観光客の皆さまも地域で暮らす人々も安心できる観光地を目指す取組。

### 2-（4）取扱店参加申込み

・申込方法

①取扱店参加希望者は、この「募集要項」に同意の上、オンラインにて「伊勢志摩観光ぐるぐるクーポン取扱店申込フォーム」（以下、申込フォーム」という。）に必要事項を入力し、申し込みます。

②地域内に複数店舗を持つ事業者については、店舗ごとに申込みを行ってください。

・申込期間

令和４年６月１日（水）～６月３０日（木）

・登録・承認・取消

申込みのあった事業者については、事務局の審査を経て、取扱店として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には承認を取り消すことがあります。

ア 申込内容に虚偽・不備等があった場合

イ 参画条件を満たさないことが判明した場合等の事由により、承認を取り消すと判断した場合

・その他留意事項

①取扱店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は、『クーポンの使えるお店』として、「伊勢志摩観光ナビ」ホームページ内の特設サイトに掲載します。

②取扱店向けマニュアル・掲示用チラシ等は、７月中に開催を予定している「伊勢志摩観光ぐるぐるクーポン」取扱店説明会」でお渡しする予定ですので、必ず出席ください。説明会の開催日時、会場等は申込フォームにてご確認ください。

③クーポンの取扱い、換金の方法等詳細については、取扱店マニュアルを参照してください。

④「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取消、損賠金の発生等が生じた際は損害を請求する場合があります。

⑤「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。

⑥本事業用にデザインされた「伊勢志摩観光ぐるぐるクーポン」の肖像使用を含む広報告知物・掲出等については事前に承認が必要となります。

⑦諸般の事情により、内容が予告なく変更される可能性がある旨をあらかじめご了承ください。